

臨時監査「教育」の監査報告書

監事計画に挙げた 3 つの重点項目のうち「教育」について、対象部門を選定し、書面調査と面談によって監査を実施した。監査の概要と監事意見は以下のとおりである。

【テーマ A】 学生支援の充実と体制

【テーマ B】 学部教育の質の改善、特に国際化及び自学自習支援

I. 監査項目と主な監査内容

京都大学は学生の支援に関する中期目標として、学生が勉学・研究に専念できるよう、学生相談・助言等の機能を強化し、多様な学生に対する学習支援や生活支援を行うことにしている。また、学生のキャリア教育を充実させ、学生の多様なキャリアパスに応じた進路支援機能を強化することになっている。

教育のグローバル化に関する中期目標として、国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成を目指している。そのため国際インターンシップや多様な海外留学プログラム・留学生受け入れプログラムを提供し、本学学生の海外派遣や留学生受入を推進することとしている。

また教育に関する中期目標として、「対話を根幹とした自学自習」を重視した教育活動を一層推進するため、学生主体で自発的な創意・創造性を活かせるような教育プログラムの充実と、学生本位の視点に立った教育への質的転換を行うことにしている。中期目標の実現のために、国際高等教育院において少人数の ILAS セミナーや英語による全学共通科目などを増加・充実させているが、それに続く各学部における専門教育との接続が重要だと思われる。

II. 監査の方法

1. 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した次の質問項目について部局長及び関係教職員との質疑応答による監査を実施した。

- ① 学生支援とその体制、学生の意見を取り入れるシステム
- ② 学部学生が自発的な創意・創造性を活かせるような教育プログラム、及び学生本位の視点に立った教育への質的転換の進捗状況
- ③ 学部及び大学院の学生海外派遣プログラム、また留年することなく海外留学を可能とする制度や学生交流協定
- ④ 学部及び大学院の留学生受け入れプログラム

2. 監査の実施先

法学部・法学研究科	7月19日（金）
経済学部・経済学研究科	7月22日（月）
工学部・工学研究科	7月29日（月）
医学部・医学研究科	7月30日（火）

III. 監査結果

【テーマ A】 学生支援の充実と体制

以下は監査における各学部との質疑応答に基づくものである。これに対する監事意見を最後に述べる。

1. 学生支援とその体制、学生の意見を取り入れるシステム

【法学部・法学研究科】

〈法学部の主な取組〉

・履修指導

法学部では、4月初めに新入生を対象とする履修指導を行い、全学共通科目の履修や専門科目の教育課程の仕組みなどについて指導するほか、将来の進路に関連して大学院への進学及び国家試験についても説明している。また、2年次以上の学生を対象にした履修指導も毎年行っており、さらに、教育課程に重大な変更が行われた場合には随時、3年次以上の学生も対象とした履修指導の機会を設けている。

なお、入学式後には、保護者に対しても、法学部の教育及び卒業後の進路、司法試験、公務員試験等についての説明会を開催し、新入生と共に、大学での勉学や進路選択についての理解を深めてもらっている。

・学習面での相談・助言

法学部では、担任制は採用していないが、各年次に少人数科目を配当しており（1年次配当の法学部基礎演習、2年次配当の外国文献講読、3・4年次配当の演習）、その担当教員が適宜、学生からの個別の相談に応じている。

・留学生の支援体制（大学院と共通）

留学生の支援のための仕組みとして、法学部・法学研究科では留学生担当の専任講師を1名配置し、留学生の日本語や専門領域の学習に関する指導・助言だけでなく、生活環境面でも必要な助言・支援を行っている。また、個々の留学生につき、チューターを選任して、生活支援や日本語の支援等を行っている。

・進路選択の支援

学生が将来の進路を考える機会を与えるため、法学部・法学研究科の関連団体である有信会において、法曹界・官庁・民間企業に進んだOB・OGを招いた進路相談会を開催し、また、キャリアに関連するテーマの講演会も開いている。

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）への進学に関心を抱いている学生のために、法科大学院において、授業風景のビデオ上映、在校生・修了者のメッセージ、個別相談会を組み込んだ進学説明会を開催している。

法学研究科法政理論専攻への進学に関心を抱いている学生のために、KULASIS に詳細な「進学案内」を掲載し、入試説明会を開催するほか、「進学相談窓口」を設けて進学に関する相談・質問を随時受け付け、関連分野の教員が個別面談を実施している。

・成績不良者面談の実施、保護者への成績表の送付

法学部では、一定の単位数に満たない成績不良の学生に対して、各学期に、教務委員と補導委員の教員による個別面談を行っている。また、保護者の協力を得て成績不良の学生への早期の対応を図るために、2年次以上の学生の保護者に対し、毎年度、成績表を送付している(学生の同意を得た場合に限る)。

・施設・設備面のサポート

法学部生は、自主的学習のために、附属図書館や法学部図書室を頻繁に利用している。附属図書館にも自習スペースがあるが、法学部では、法学部図書室に隣接して法学部生専用の学習室(96席)を設置している。また、法学部図書室内には、各種の法律情報データベースが利用可能なパソコンが設置されており、学生もこれを用いて法令・判例等を調査することができる。なお、法学部図書室及び学習室は、平日の午前9時から午後8時まで、土曜日午前9時から午後5時まで利用できる。さらに、学生の要望により、定期試験期間は土曜日午後8時まで利用時間を延長している。

・調査(アンケート)による学生意見の聴取

法学部では、全ての専門科目について、授業に関する調査(授業アンケート)を実施し、個々の科目に関する学生の意見を聴取している。その結果は各授業担当教員に通知し、授業内容・授業方法の改善が図られている。また、卒業時には、学習達成度を振り返ることを目的としたアンケート調査を実施している。さらに、卒業後3年経過した卒業生に対しても、学部での学習の成果や教育のあり方についてのアンケートを実施している。

<大学院法学研究科法政理論専攻の主な取組>

・特定研究学生制度(博士後期課程)

法科大学院を修了して博士後期課程に進学した学生を対象とする経済的支援の仕組みとして、これらの学生7名を「特定研究学生」に採用し、博士後期課程の3年間、奨学金(月10万円)、研究活動経費(図書購入や学会参加などの旅費等、年間60万円まで)、「語学研修費」等の援助(年間40万円まで)を与える制度を置いている。この制度は、次世代の法学研究者の養成を目的とするものであり、これまで着実に成果を上げている。

・奨学金制度(修士課程)

修士課程(研究者養成コース)の学生のための経済的支援として、寄付金を財源とする奨学金制度を設けている。この奨学金は、1学年につき7名程度を対象とし、修士課程の2年間支給される。(実績)平成31年度採用者数7名(平成31年度より制度開始)

・社会人特別選考・長期履修学生制度(博士後期課程)

博士後期課程においては、弁護士をはじめとする高度専門職の在職者が博士学位を取得する途を開くために、社会人特別選考を実施している。また、在職者のために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することができる長期履修学生制度も導入している。

・調査(アンケート)による学生意見の聴取

法政理論専攻では、すべての科目で授業に関する調査(授業アンケート)を実施し、個々の科目に関する学生の意見を聴取している。その結果は各授業担当教員に通知し、授業内容・授業方法の改善が図られている。また、修了時には、学習達成度を振り返ることを目的としたアンケート調査を実施して

いる。さらに、修了または認定退学後3年経った者に対しても、本研究科での学修の成果や教育のあり方についてのアンケートを実施している。

上記3種のアンケートについては、FD 会議で教員が結果を共有し、研究科での教育に関して現状の分析や改善策の検討を行う基礎資料としている。

＜大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の主な取組＞

・学習相談、成績不良者への対応等

学習全般に関する相談については、法科大学院掛において、窓口でまたはメールにより学生から申し出を受け、教務主任または教務委員が面談をするなどして適宜対応する体制を整備している。また、成績が不良な者に対しては、毎学期、教務委員会または(1・2 年次の法学未修者及び法学部 3 年次生出願枠により入学した 2 年次の法学既修者の場合は)担任委員会から呼出しをかけ、教務主任、または担任である教員が分担して、対象者の学習状況を聴取し、助言を与え、さらに教務委員会・担任委員会において報告することなども行っている。このほか、事務窓口に「意見書・要望書ボックス」を設置しており、さらに、メールでも意見・要望を受け付けている。

・法学未修者への学習支援

1・2 年次の法学未修者及び法学部 3 年次生出願枠により入学した 2 年次の法学既修者を対象とする担任制度を導入して、学習全般に関する相談に対応し、また、学生の学習状況等を把握するための体制を整えている。また、法学未修者の学習支援のために、学生・修了者支援委員会の下にある未修者支援ワーキンググループにおいて、未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明している。

・教育訓練支援給付金

法科大学院は、専門実践教育訓練制度に基づく給付の対象となる厚生労働大臣指定講座としての認定を受けており、雇用保険の一般被保険者のうち一定の要件を満たした対象者は「専門実践教育訓練給付金」や「教育訓練支援給付金」の支給を受けることができる。社会人からの入学者にとって有効な経済的支援となっている。

・就職支援(キャリア支援)

法科大学院では、「法曹養成専攻就職支援室」を設置し、以下のように各種の進路説明会、未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会などの就職支援活動を行っている。

- ① 各種の進路説明会の実施 学生の各種の希望進路に応じて、4日間にわたり、「全般ガイダンス」「中央省庁関係説明会」「検察庁・法務省関係説明会」「法律事務所関係説明会」「民間企業関係説明会」の 5 つの説明会を開催している。
- ② 未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会の実施 年間 2～3 回、法学未修者向けのキャリアサポート・学習サポート懇談会を実施し、その中で、進路の選択や当該進路に進むための準備の在り方についての情報を提供している

また、就職支援室による就職支援のほか、法律実務家を志望する学生に対してキャリアの実際を知る機会を与えることを目的として、定期的に著名な実務家等を招いて講演会を開催している。さらに、研究者を志望する学生のため、研究者養成制度説明会を開催して、博士後期課程への進学制度や進学後の経済的支援等について説明している。

・調査(アンケート)による学生意見の聴取

各科目の授業やカリキュラムの改善を図ること及び学生からの意見聴取等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施している。具体的には、法曹養成専攻のすべての科目(同志社大学法科大学院提供の単位互換科目を除く)を対象として、原則として各学期の第4週及び第12週を目安に調査を実施している。その調査結果は、調査後すみやかに科目担当者に渡して各授業の改善に役立てられるようにしている。また、修了時には、学習達成度を振り返ることを目的としたアンケート調査を実施している。さらに、修了後4年経った者に対しても、本法科大学院での学修の成果や教育のあり方についてのアンケートを実施している。

上記のアンケートについては、FD会議で教員が結果を共有し、本法科大学院での教育に関して現状の分析や改善策の検討を行う基礎資料としている。

【経済学部・経済学研究科】

経済学部・経済学研究科では学生相談室を開設し、学生生活を送る上での学修上、身体・心身上等の悩みに臨床心理士資格を持つ教員が随時対応している。留学生支援室も設置し、チューターによる授業関連支援(授業内容や勉強方法の相談など)、事務手続きの支援、その他、学内施設案内、入国管理局手続き関係文書の説明、就職活動相談などを行っている。

院生協議会、経済学部同好会(学部)など学生団体と定期・不定期で意見交換をしている。

【工学部・工学研究科】

工学部は地球工学・建築学・物理工学・電気電子工学・情報学・工業化学の6学科15学科目からなり約4000名の学生を擁している。大学院工学研究科は17専攻からなり修士課程約1500名、博士後期課程約500名の学生が学んでおり、学部と併せて総勢約6000名の学生が所属する巨大部局である。学部学生は3回生までは吉田キャンパスで過ごし、4回生からは主として桂キャンパスで過ごす。様々な悩みを抱える学生も多く、各学科において定期的なガイダンス、クラス担任制度、学科長やアドバイザー教員による面談、チューターによる学習指導のためのオフィスアワー制度、学生カルテ(STEP)の活用などにより、履修・生活相談や成績不良学生の相談に対応している。

部局としても次のような対応を行っている。特に大学生活への適応に精神的困難を感じる学生への対応は、他部局に比べ一歩進んだ試みである。

・学生相談室

学生相談室を設置して、事務職員が窓口担当となり教員とともに面談を行い、内容に応じて対応し、必要な場合には学内の専門部署を紹介するなどしている。

・保健室

物理工学科学生、物理工学系専攻大学院生を主対象に、平成30年4月に工学部物理系校舎5Fに保健室を設置し、養護教諭の資格を持った専門スタッフ1名を配置した。学生生活における悩みや不安、心身の問題等に対する相談窓口となり、必要に応じて、本学学生総合支援センター、保健診療所、保護者と連携を図り、問題解決にあたっている。

また、研究室教職員、教務職員をはじめ、カウンセリングルーム、保健診療所とも連携を図り、問題を抱える学生の早期発見、早期解決を目指している。最近では、カウンセリングルームや保

健診療所から、症状の軽い学生については、保健室に通うことを薦められて来室する学生もあるようになった。

平成 30 年度の利用実績は、延べ件数で、学部学生 80 件、大学院生 51 件、教職員による学生相談 58 件の計 189 件である。なお、平成 31 年 4 月からは、桂地区にも保健室を設置（養護教諭資格者 1 名）し、工学研究科大学院生、学部 4 年次学生の相談にあたっている。現在、吉田キャンパスにおける物理工学科以外の学科の学生を対象とする保健室の設置について検討しはじめている。

・意見箱

今年度から、工学部・工学研究科ホームページに「意見箱」を設置して、学生等からの意見・要望を受け付けている。平成 30 年 7 月に京都大学ホームページの意見箱に投稿のあった自動販売機の設置について、同年 10 月に設置することで対応した。

・桂キャンパスの夜間無人コンビニ

桂キャンパスの福利厚生を向上させるため、生協とタイアップして、桂キャンパス C クラスターに桂 C ショップを昨年 7 月開店し、弁当・おにぎり、飲料、デザートなどの食料品を提供している。当初の開店時間は 11 時から 15 時までであったが、今年の 6 月からは朝 10 時 30 分から夜 23 時 30 分まで（15 時以降は無人ショップなので生協電子マネーを使用）と従来から 9 時間長くして、学生・教職員への生活環境を改善している。

・桂キャンパスの生活環境改善・福利厚生

昨年 12 月中旬より年末まで、クリスマスイルミネーションを夕方から夜 9 時まで実施した。また、桂キャンパスの福利厚生活動の活性化の一環として、春には生協食堂で 500 円食べ放題の日（今年度から）、夏には、ビアガーデンの日を開催している。年末（12 月 18 日）には、船井講堂で京都大学交響楽団によるアンサンブル音楽コンサートを、学生・教職員はもとより地域住民に無料で開催している。

・防犯・危機管理

夜間照明が暗い桂キャンパスの防犯対策のために、工学研究科として、桂キャンパスで活動する 4 回生以上の女子学生全員が、防犯ベルを持てるように貸出制度を設けている。危機管理の一環として本部の安否確認システムのデュアルシステムとして、Group Line などを活かした研究室単位の学生安否確認連絡網を構築し、9 月に実施訓練を行った。各学科においても独自の取り組みを実施している。

【医学部】

医学部は、医師・医学研究者を養成する医学科（6 年制、定員 107 名、うち特色入試 5 名）と高度医療専門職・総合医療科学領域の専門家を養成する人間健康科学科（4 年制、定員 100 名）からなる。人間健康科学科は、2 年次後半以降は、希望に応じて先端看護科学コース（特色入試 20 名）、先端リハビリテーション科学コース（特色入試 10 名）、総合医療科学コースの 3 コースに分かれる。

・成績不振者に対する面談（医学科）

成績不振や修学上の悩みなど学生生活に問題のある学生については、学務委員会の学年担当教員及び医学教育・国際化推進センターを中心に面談、指導・助言を行っている。学務委員会において、

学生相談や面談を実施した在学生の状況を検証、フォローが必要とされる各学生への今後の対応について検討され、個々に合ったフォローを続けており、精神科医師の判断が必要な場合には適宜対応している。

・臨床実習メンタリング制度(医学科)

臨床現場での経験について定期的に振り返りをするとともに、困ったときや悩みがある時に相談する窓口として、医学科では 2015 年度より臨床実習生へのメンター制度を導入し、各臨床実習グループ毎にメンターを割り振ってきめ細やかな対応を心掛けている。

・チューター制度(人間健康科学科)

大学生生活への適応及びコース選択を支援するために、人間健康科学科では、すべての学生を対象にチューター制度を導入している。各グループに先端看護科学コース・先端リハビリテーション科学コース・総合医療科学コースから各1名の計3名のチューターを割り振り、学生がコース選択をする2回生前期まで定期的に面談を実施し、面談結果を STEP(学生カルテシステム)で管理している。

・経済的支援

医学部では、特色入試に合格した学生を優れた MD 研究者に育成することを目的とする MD 研究者育成奨学金(10 名)、経済的に学生生活継続が困難な学生への経済奨学援助を目的とする奨学金(10 名)、臨床実習地に赴く際の学生負担を軽減する臨床実習助成金制度(100 名程度)、医学科4年次に課す共用試験の受験料を支援する奨学金(約 100 名)などを設けている。さらには、海外での研修を希望する学生に対する海外研修等助成金制度(約 40 名)が整備されている。

・学生の意見を取り入れるシステム

医学科では、カリキュラムの実施・立案についてカリキュラム委員会を設置し、各学年から学生代表を構成員とし、広く意見を聴取できる体制をとっている。また、入学直後に新入生セミナーを開催し、医学部6年間と臨床研修の学び、生活などを、上級生や研修医とともに少人数で話し、まず、身近な上級生や研修医から医学部生としての心構えの手ほどきを受ける機会を設けている。

【薬学部】

薬学部は、薬学研究者を育成する 4 年制の薬科学科(定員 50 名から 65 名に変更、うち特色入試 3 名)と先導的薬剤師を育成する 6 年制の薬学科(定員 30 名から 15 名に変更、うち特色入試 3 名)からなっているが、2018 年度学部入学者から定員を変更するとともに、一般入試においては薬科学科と薬学科を一括募集し 4 年進級時に学科に振り分けるレイトスペシャリゼーションを導入した。

・グループ担任制

学部 1 回生から 3 回生までの1学年約 10 名の学生を1グループとし、薬学研究科の講師以上がグループ担任を担当し、学習や学生生活について学生の相談に応じている。成績不良者にはグループ担任から連絡をとり、面談の機会を設けている。成績不良者の状況については、教務委員会で情報共有している。学部 4 回生以上と大学院生は研究室に配属されているので、指導教員が研究指導を行うほか学習や学生生活に関する相談に応じている。学部生、大学院生を問わず、大きな問題になりそうな学生については、教務委員長や研究科長が対応している。

・学生の意見を取り入れるシステム

4 月に在學生や新入生を対象にアンケートをとっている。3 月の卒業(修了)時にも卒業(修了)生を対象にアンケートをとっている。

■ 監事意見 学生支援の充実と体制

各学部において様々な学生支援が行われているが、工学部で始まった「保健室」の試みは特筆に値する。昨年度指摘した学生総合支援センターの充実に加え、この「保健室」の実績を検証し、全学に展開することを期待する。

【理由】

人とのコミュニケーションに困難を抱える学生を放置すれば成績不良、不登校や様々なハラスメントに発展する可能性もあり、できるだけ早期に対応することが望ましい。発達障害傾向のある学生も増加すると思われるなか、工学部の「保健室」は間口を広くする早期対応の試みとして高く評価したい。

【テーマB】 学部教育の質の改善、特に国際化及び自学自習支援

以下の項目は監査における質疑応答に基づくものである。これに対する監事意見は最後に述べる。

2. 学生本位の視点に立った教育への質的転換の進捗状況、特に学部学生が自発的な創意・創造性を活かせるような教育プログラム

【法学部】

・自由度の高い科目選択とそれを支える初年次教育

法学部では、学科制や専攻・コース制を設けておらず、専門科目については必修科目がない。自分なりにどのような科目を選択し、学修計画を練っていくかについては、学生各自の主体的判断を尊重している。これは、科目選択の自由を通じて、自己の関心や将来の希望進路に応じた主体的学習を促すという、法学部の伝統的な教育方針によるものである。

学生各自が主体的に学修計画を立てることを可能にするため、法学部では、1 年次に「法学入門Ⅰ」「Ⅱ」、「政治学入門Ⅰ」「Ⅱ」を配当して、専門科目の各分野を概観できるようにしている。また、初年次ゼミとして「法学部基礎演習」を開講し、1 年次の段階で法学・政治学を学ぶ上での基本的スキルが身に付くようにしている。さらに、自由な科目選択が段階的・体系的学習の妨げとならないように、専門科目を基礎法学・公法・民刑事法・政治学の 4 領域に分けて体系的に整理したうえで、各専門科目の学年配当を定めている。

・演習(ゼミ)での自発的な討論

法学部では、1 年次向けの「法学部基礎演習」において、学生が自学自習の精神を体得するための手ほどきをしている。3・4 年次向けに少人数制の「演習」(ゼミ)を開講し、学生が自ら定めた課題について探究を行い、その成果の報告に基づいて自由な討議を行う。法学部では、開学当初から、自学自習の精神を養うための科目としてこのような演習を重視しており、準必修科目として位置づけることにより、

4 単位(2 科目)分の履修を強く推奨している。学生のほとんどは、卒業までに 4 単位分の演習を履修している。

・外国語による科目の開講

社会の国際化を反映した学生のニーズや法学・政治学のグローバル化に対応するため、外国人教員が英語で授業を行う専門科目を、毎年度開講している。平成 30 年度は「Introduction to European Law」「Japanese Politics from a Comparative Perspective」「International Criminal Law: An Introduction」の 3 科目を開講し、延べ 107 名の学生が履修した。

・多様な進路に応じた科目の開講

主に法学・政治学の研究者をめざす学生のために、英語・フランス語・ドイツ語のそれぞれについて「外国文献研究」の科目を開講し、専門分野にかかる語学能力の基礎を修得できるようにしている。

実務家・法曹としての活躍を志す学生のために、高い専門的知見を備えた実務家が担当する各種の「実務関連特別科目」を開講し、社会における法律実務のあり方を学ぶことができるようにしている。

平成 30 年度は、「アセット・マネジメントの実務と法」(一般社団法人日本証券投資顧問業協会・一般社団法人投資信託協会共同寄附講義)、「生命保険の実務と法」(日本生命保険相互会社寄附講義)、「金融法と銀行実務」(株式会社三井住友銀行寄附講義)、「信託法の理論と実務」(三井住友信託銀行株式会社寄附講義)、「国際企業取引の実務と法」(住友商事株式会社寄附講義)、「現代社会と裁判」(裁判官出身の実務家教員が担当)、「現代社会と弁護士」(弁護士法人大江橋法律事務所寄附講義)が、それぞれ開講された。

・法科大学院への早期進学制度の検討

法学部では、特に意欲がある法曹志望者のために、早期に法科大学院に進学する道を用意している。3 年次の終わりまでに優秀な成績で必要な科目をすべて履修するなど必要な条件を満たした場合は、法学部を 3 年間で早期卒業して法科大学院に進学することができる。また、法科大学院では、別途、学部 3 年次からの飛び入学の途も開いている。

なお、次年度(2020 年度)からは、法学部と法科大学院が連携して 5 年一貫型の法曹養成教育を実施する法曹基礎プログラム制度(いわゆる法曹コース)を導入する予定であり、現在、プログラムの具体的内容について集中的に検討を重ねている。

【経済学部】

学部 1・2 回生では、少人数教育である演習を通じ、対話を根幹とした自学自習の姿勢を修得させている。また、学部学生の自主的研究活動の奨励を目的として、「優秀学生論文賞(樟若葉賞)」を設け、入門演習において、受賞報告会を実施している。

【工学部】

各学科において主体的な学びを促すデザイン教育や課題探求型授業、2 週間以上の学外実習・インターンシップ(海外も含む)等独自の取り組みを実施している。そのうえで、工学部学生共通に重要であり、履修を強く推奨する科目として、次のような工学部共通型授業科目を開講している。

・工学基盤科目

工学を学び、これから工学の分野で活躍しようとする人に必要とされる基盤的な知識や心構え、社会的な役割、倫理的な責任などを学ぶ。(科目名:工学序論、工学倫理)

・グローバルリーダー(GL)養成科目

卒業後に、さまざまな分野でリーダーとして社会に貢献できる人を育てることを目的とする。企業の見学・研究所訪問(堀場製作所社長との会談が目玉)などによるフィールドワークやグループ討論を通して、さまざまな課題を解決する手法を学ぶ。また、GL セミナーⅡでは、パナソニックの発明王ならびにソニーの若手の発明家に特定教授・講師として、合宿に参加し、その指導の下で、自分たちの考えた製品を企画・事業化するプランを作製し、発表するなどのプロジェクト・ラーニング科目を実施している。その中から優秀なプランを、工学研究科の活動として採用している。(科目名:GL セミナーⅠ・Ⅱ)

・自動音声認識・翻訳システムによる多言語授業支援システムの開発

共通教育科目における英語で行われる授業の数は、増えているが、工学の専門科目で英語で行われる授業の数は、頭打ちとなっている。そのため、学部における留学生の受け入れが進まず、また、留学生にとって、授業負荷が大きい。授業の英語化が進まない要因のひとつに、日本人学生の理解度の議論がある。すなわち、学部授業では、授業に参加する学生の95%近くが日本人学生であり、その日本人学生の英語力では、英語で学部専門授業を提供しても、理解がおぼつかないという議論がある。それらの問題を解決し、かつ、留学生に、学部の専門科目の授業をオープンにするために、日本語で提供されている授業を、その場で自動音声認識し、日本語の文章のスクリプトを作製し、iPhone なりスクリーンに投影すると同時に英語翻訳し、そのスクリプトを投影する、授業支援システムの開発に、情報学研究科の教授の協力を得て、取り組んでいる。本年度は、全学経費の採択を受け、システムづくりを加速化している。

【医学部】

〈医学科の主な取り組み〉

研究志向、リサーチマインドを持つ学生を養成することを目的として、直接参加型研究室配属プログラム(マイコース・プログラム)、ならびに選択カリキュラムとして基礎医学研究者(MD研究者)育成プログラム、大学院医学研究科と共同で選択制の研究医養成プログラム(MD-PhDコース)を実施している。いずれのプログラムも各研究室でのゼミ、論文購読、研究技法の修得などを通じ、研究者として必要な素養、知識、技術を早期に身に付けることができる。

・基礎医学研究者(MD研究者)育成プログラム

学部1年次から6ヶ月単位でラボ・ローテーション(研究室訪問)を行い、その後、希望する研究室にラボ配属(研究室配属)されることで、入学後、早期段階から研究活動を行えるように配慮されている選択カリキュラムである。

○MD-PhDコース

基礎医学研究者を目指すコースとして、基礎医学研究者(MD研究者)育成プログラムを経て、学部4年次終了時点で学部を休学し、大学院博士課程へ進学、医学博士の学位を取得後、学部5年次に復学するコース(学部挿入型)と、学部卒業後2年以内に大学院博士課程に進学、最短3年で医学博士の学位を取得できるコース(卒後進学型)がある。

○マイコース・プログラム

学生を各研究室や海外を含む連携機関に、4 回生 9 月の第一週から 8 週間を必修期間として配属し、研究活動に直接参加させる必修科目として位置付けるプログラムである。なお、その後の約 4 週間を選択期間としており、引き続き研究活動を継続したり、海外留学を行っても良いものとしている。

〈人間健康科学科の主な取り組み〉

・人間健康科学Ⅴ

人間健康科学では、看護科学、理学療法学、作業療法学、総合医療科学として専門的な内容に分かれる前の初期段階で、すべての学生がともに学ぶことを通して、高度医療専門職者や世界レベルの研究者育成の素地づくりとなる知識を学び、実習での経験を通して高度医療専門職としての基本的な態度を養う目的で 1 年次の 7 月下旬から 8 月上旬の期間に行っている。

【薬学部】

前述したように、薬学部では 2018 年度学部入学者から、一般入試においては薬科学科(4 年制)と薬学科(6 年制)を一括募集し、4 年進級時に学科に振り分けるレイトスペシャリゼーションを導入した。そのため早い段階から学生が薬学に関するモチベーションを高め、一つ一つの科目を深く学び、将来のキャリアパスを真剣に考えることができるように、能動型学習科目の導入及び必修科目の削減などのカリキュラム改革を行った。

・薬学研究 SGD 演習

能動型学習科目の 1 つとして、1 回生を対象に少人数グループで対話型授業を行う「薬学研究 SGD 演習」を導入した。研究者や医療従事者をめざす学生としての、コミュニケーション技術の獲得、論理的思考力の醸成、課題発掘・解決能力の育成、グループワークの体験などを科目の目的としている。これは薬学研究を育成を目指す薬科学科への進学志願者を増やし、日本の薬学研究を支える博士課程進学を促すための試みでもある。これらの取り組みは 2018 年度京都大学全学教育シンポジウムで紹介され高い評価を得た。

3. 学部及び大学院の学生海外派遣プログラム、また留年することなく海外留学を可能とする制度や学生交流協定

【法学部・法学研究科】

〈法学部の主な取組〉

・海外留学の奨励

法学部では、大学間学生交流協定に基づく交換留学、大学が実施・推奨する短期派遣プログラムによる海外留学、学生が自ら渡航先や活動内容を計画する「おもろチャレンジ」による海外渡航などを奨励しており、毎年度、多数の学生が海外留学をしている。新入生の留学希望者に対しては、履修指導後に留学のガイダンスを実施しており、また、交換留学や派遣プログラム担当の国際教育交流課とも連携して学生の相談に応じるとともに、各プログラムの説明会や海外留学対象の奨学金などについて学生に案内している。

・留学先で修得した単位の認定

学生が交換留学先で修得した単位については、学生からの申請に基づき、法学部での修得単位として認定され、卒業に必要な単位数にも算入される。この仕組みを活用することにより、留学希望の学生は、4年での卒業を予定しつつ海外留学をすることができる。海外留学を奨励するため、単位認定にあたっては、交換留学先で履修した科目の授業内容のレベルが専門科目に相当し、その内容が法学・政治学に関わるものであればよいとしている。また、認定単位数についても、課題やレポート提出などの負担も反映されるような方式で計算することとしている。

＜大学院法学研究科法政理論専攻の主な取組＞

・外国の大学院への研究指導委託制度

法学研究科の学生は、研究科教授会の許可を得て、外国の大学院の科目を履修し、または、外国の大学院で研究指導を受けることができる。

・ケンブリッジ大学アジア・中東学部日本学科及び公益財団法人青井奨学会による交換留学支援制度

平成28年度より始まったこの制度は、本学法学研究科から1名、ケンブリッジ大学(連合王国)から1名の大学院生をそれぞれ選拔し、1か月間相手方の大学院において研究の機会を与えるものである。渡航費・滞在費については、青井奨学会より支援される。

・法学研究科国際機関インターン支援プログラム

このプログラムは、法政理論専攻博士後期課程の学生であって、修了後に国際公務員の職に就くことを検討しているものに対して、外務省と連携しつつ、政府間国際機関においてインターンを経験することについて支援を提供することを目的とする。平成30年度に新設した制度で実績はまだない。

＜大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の主な取組＞

・海外エクスターンシップ

同志社大学大学院司法研究科との連携のもと、実務選択科目として「海外エクスターンシップ」を開講、夏期休暇中に約2週間のヨーロッパ諸国における法制度の実地研修を実施する。合格者には2単位を与えている。

・ミシガン州立大学の科目の履修

京都大学大学院法学研究科と同志社大学大学院司法研究科の間では、単位互換に関する協定を結んでいるところ、同志社大学大学院司法研究科がミシガン州立大学ロースクールと共同で開講している「外国法特別セミナー」(英語によりアメリカ法の基幹科目を授業するもの)が、京都大学法科大学院に対しても単位互換科目として提供される。この科目は、法学研究科法政理論専攻の学生も、教授会の許可を得て、他の大学の大学院の授業科目として履修することができる。これらの科目について修得した単位は、ミシガン州立大学ロースクールの入学時に単位認定を申請することにより、同ロースクールでの修得単位として認定される。

【経済学部・経済学研究科】

経済学研究科では、「京都大学ジャパングートウェイ構想」に基づき、文学研究科、農学研究科(生物資源経済学専攻)と「スーパーグローバルコース人文社会科学系ユニット」という連携組織を設置し、研究教育の国際化を目的として、学生の海外派遣プログラム等を実施している。

2018年にグラスゴー大学社会科学系カレッジと共同で実施する博士課程国際共同学位(ダブルディ

グリー)プログラムが発足した。このプログラムでは、京都大学とグラスゴー大学の双方での各2年間の研究と博士論文の執筆により、4年間で両大学の博士号を取得することができる。

また、現在、京都大学、グラスゴー大学、バルセロナ大学からなる3大学が共同で一つの修士の学位を授与する国際ジョイント・ディグリープログラムの実施に向け、専攻の設置を検討している。

部局間交流協定に基づいて、北京大学(中国)やチュロンコン大学(タイ)、シンガポール・マネジメント大学などアジア有力大学の他、ハイデルベルク大学(ドイツ)やワーヘニンゲン大学(オランダ)などヨーロッパ諸国の大学とも協定を結び、学生が自分たちの興味に応じて学べるよう幅広い国際教育を提供している。

留学先での在学期間は京都大学における修業年限に通算され、協定校で修得した単位が、事後の申請・審査を経て京都大学での修得単位として認められる単位認定制度を実施している。

【工学部・工学研究科】

学部及び大学院として独自に実施している派遣プログラムはないが、京都大学全体のプログラムに参画しているプログラムや学科・コース、専攻主体のプログラムは次のとおり：京都大学ジャパングートウェイ構想(JGP)(院)、大学の世界展開力強化事業(28ASEAN)プログラム(学部・院)、ドルトムント工科大学-京都大学工学研究科化学工学専攻企業研修研究インターンシップ(院)。アジア・メガシティ環境問題短期研修・交流プログラム(学部・院)、国際シンポジウム派遣プログラム(院)。

特に、地球工学科ではオンサイトラボラトリーでのインターンシップや海外の大学で開催されるサマースクール等の短期留学プログラムに参加させるほか、実習科目として国際インターンシップを開講し学生の海外留学を推奨している。

情報学科の数理工学コースでは、特別研究を除いて必修科目がなく、また、各種履修の制限があまりないため、留年することなく、半年程度の留学が可能である。

部局間学生交流協定は2018年11月19日現在、22機関と締結している。ただし、単位認定については協定や制度で互換に関する定めはなく、各学科における単位認定方針などにより判断されている。

【医学部・医学研究科】

医学部では学生の海外短期留学を強く薦めており、医学部同窓会「芝蘭会」による資金援助も行っている。

・海外でのマイコース・プログラム及びイレクティブ実習

マイコース・プログラム(4回生9月の第一週から8週間を必修期間)において、例年、40名程度の学生が1~3か月の海外経験(多くは基礎系、一部は臨床系と社会健康医学系)を希望し、将来の国際保健への種となっている。さらに、医学教育・国際化推進センターが中心となり、臨床実習(イレクティブ)においても積極的にアジアを含めた世界各国の大学と交流協定を結び、学生が海外の機関(病院)で実習することを可能としており、毎年10名を超える学生を海外に派遣し意識を高めている。

・JD(ジョイントディグリー)制度

医学研究科ではカナダのマギル大学とジョイント・ディグリープログラム「京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻(博士課程)」を2018年4月に開設し、現在第2期目の学生が両大学に入学している。入学者選抜試験は、二段階選抜方式とし、それぞれの大学において本専攻の母体となる専

攻の入学試験を第一次選抜試験として活用し、第一次選抜試験合格者の中から両大学が合同で実施する第二次選抜試験により本専攻の入学者を決定している。

・DD(ダブルディグリー)プログラム

社会健康医学系専攻専門職学位課程において、タイ・チュラロンコン大学、マレーシア・マラヤ大学、タイ・マヒドン大学、国立台湾大学とのダブルディグリープログラムを開始している。これまでに、マラヤ大学、チュラロンコン大学に派遣した実績がある。

・海外における研究指導委託

毎年3～8名程度の大学院生を研究指導委託のために海外に派遣している。

【薬学部・薬学研究科】

2018年度に他大学と合同で、海外研修プログラムを行った。また、2016～2018年度に全学経費で、旅費等の補助を行う海外派遣支援プログラムを行った。

学部生は特別実習が必修になっており、研究室で研究を行うが、「外国の大学等における研究指導を特別実習として認定する申合せ」を作成し、特別実習を外国の大学での研究指導で代替することを可能とした。この制度により、留年することなく、1名が2018年3月に卒業している。2018年度から新たに始まった新カリキュラムでは、選択科目の増加に伴い、留年することなく海外留学が可能となっている。部局間学生交流協定は5校と結んでいる。

4. 学部及び大学院の留学生受け入れプログラム

【法学部・法学研究科】

＜法学部の主な取組＞

法学部には、外国人留学生のための特別選考の制度はないが、国費外国人留学生制度(日本政府(文部科学省)奨学金制度)に基づき、文部科学省が在外日本公館を通じて募集(大使館推薦)する者については、特別な選考のうえで受け入れている。国費留学生の受入数は、毎年度1名である。また、Kyoto iUP(Kyoto University International Undergraduate Program)においても、外国人留学生1名が、2020年度に法学部に入学するために、本年10月より予備教育を受ける予定である。これらの学生は、学部正規生として、4年の教育課程を学んで学位取得を目指す。

法学部には、6か月から1年の間、外国人留学生を交換留学生として受け入れる仕組みもある。これは、京都大学と学生交流協定を締結している海外協定校に在籍する学生が、京都大学への交換留学生として採用された場合に、法学部でこれを選考の上、特別聴講学生として受け入れるというものである。法学部での受入れ数は、増加傾向にある。

・留学生への学修指導・生活支援(大学院と共通)

平成4年度から、留学生担当教員として専任講師が配置されており、単に教育面に限らず、生活面も含めて、幅広く指導を行っている。随時、日本語原稿や専門分野の用語の指導、奨学金、住宅、書類の記入方法等について助言と指導を行い、さらに、安定した生活環境の維持のため、学生の生活状況の把握に努めている。さらに、外国人留学生に対する生活支援・日本語の支援・専門領域学習に関する勉学支援等を行うために、大学院学生には1年以内、学部学生には2年以内の適切な期間、

チューターを選任している。

＜大学院法学研究科法政理論専攻の主な取組＞

・修士課程・博士後期課程外国人特別選抜

修士課程・博士後期課程のいずれにおいても、入学者選抜にあたっては、外国人留学生を対象とする特別選抜を実施し、留学生の受け入れに配慮を行っている。

・特別聴講学生、特別研究学生、短期交流学生制度

「特別聴講学生」として、外国の大学に在籍している大学院生を受け入れ、京都大学法学研究科の科目を受講させている。また、外国の大学に在籍している大学院生を、「特別研究学生」や「短期交流学生」として京都大学法学研究科で受け入れ、研究指導を行っている。ただし、「短期交流学生」としての受入期間は3か月未満である。

【経済学部・経済学研究科】

経済学研究科・経済学部では、部局間学生交流協定に基づいて、留学生の受け入れを行っている。2018年には、ワイルド&ワイズ共学教育受入れプログラム事業の一環として経済学研究科東アジア持続的経済発展研究コース(東アジアコース)において、約2ヶ月間、部局間交流協定校であるタイのタマサート大学(経済学部・地域研究研究所)とインドネシアのガジャマダ大学(経済経営学部)から交換留学生計6名を受け入れた。

【工学部・工学研究科】

工学部における学部正規留学生は150名、修士課程で178名、博士後期課程で208名、外国人研究留学生等が67名となっている(2019年5月1日現在)。

・外国人留学生特別選抜

工学部でも外国人留学生特別選抜を行っており、2019年度の入学者数は36名である(京都大学全体では53名)。

・Kyoto iUP プログラム

昨年度は2名、本年度は8名の予備課程合格に至るまでの支援をしている。

・国際コース(学部正規留学生)

地球工学科ではそれまでの土木工学コース、資源工学コース、環境工学コースに加えて、平成23年度よりG30プロジェクトの支援を受けて、国際的技術者の養成を目的とする国際コースを開設し、学部正規生を受け入れている。国際コースでは留学生ならびに日本人学生に対して、英語による学部教育を実施している。G30プロジェクトに対する文部科学省の補助は平成25年度で終了したが、寄附金を財源とするコース独自の奨学金給付により、コース運営を行っている。平成26年度以降の入学生については学科・コースの自助努力により優秀な留学生の確保に努め、平成26年度は4名、平成27年度は14名、平成28年度は13名、平成29年度は8名、平成30年度は7名の留学生が入学している。2019年には第9期生として10名の留学生を受け入れ、初年度から積算すると、延べ16ヶ国から81名の留学生を受け入れている。日本人学生の希望者は10名を上限に第1学年から国際コースへ分属し、日本人学生と留学生とが互いに切磋琢磨する環境の中で国際的に活躍できる高度な人材を育成している。

・短期留学生受け入れプログラム

学部全体で独自に実施している短期受入プログラムはないが、各学科・コース、専攻主体の次のようなプログラムを実施している： インフラ整備，都市計画，防災計画に関する短期学生交流プログラム（学部）、大学の世界展開力強化事業（28ASEAN）プログラム（院）、強靱な国づくりを担う国際人育成のための短期受入れプログラム（院）、ドルトムント工科大学-京都大学工学研究科化学工学専攻企業研修研究インターンシップ（学部・院）。

【医学部・医学研究科】

・特別聴講学生の受入れ

2019年5月より、医学部特別聴講学生受入れに関する取扱要項を制定し、日本の大学の医学部医学科及び外国の大学の生命・医学系学部から特別聴講学生の受入れを行っている。

・短期交流学生の受入れ

学部においては毎年20名程度、大学院においては毎年数名の短期交流学生を受入れている。

・DD（ダブルディグリー）プログラムによる外国人留学生の受入れ

社会健康医学系専攻専門職学位課程において、タイ・チュラロンコン大学、マレーシア・マラヤ大学、タイ・マヒドン大学、国立台湾大学とのダブルディグリープログラムを開始し外国人留学生を受け入れている。

【薬学部・薬学研究科】

学部正規生の受け入れについては、私費外国人留学生特別選考を行っており、年間1～2名程度の入学者がある。これは他学部では、工学部と経済学部のみが行っている。

大学院正規生の受け入れについては、修士課程外国人留学生特別選考を10月入学と4月入学の2回行っている。また、博士後期課程編入学試験についても10月入学と4月入学の2回行っている。年間10～15名程度の入学者がある。

非正規生の受け入れについては、特別研究学生や短期交流学生で受け入れている。これは、薬学部及び薬学研究科が自発的に受け入れているケースと、大学間交流協定に基づき、国際教育交流課からの依頼で受け入れているケースがある。非正規生については、年間5名程度を受け入れている。

5. 全学的な取り組み（国際戦略本部・教育推進・学生支援部国際教育交流課）

（質問1）学生の海外留学に向けた全学的な取り組み

海外留学には、単位互換も含めた本格的な留学ともいえる国際学生交流協定締結校への「交換留学」と、その前段階ともいえる「短期派遣プログラム」がある。

【短期派遣プログラム】

本学の短期派遣プログラムはその性格から、次のように分類することができる。

- (1) 自己企画によるもの
- (2) 英語力養成を目的とするもの
- (3) 異文化交流を目的とするもの
- (4) リーダー育成やグローバル感覚を養成するもの

自己企画によるものには、「おもしろチャレンジ」、「学生海外研究活動助成金」の2つのプログラムがあり、前者は学部生を、後者は大学院生を主として募集しているが、どちらも学生の人気も高く、応募数も増加している。採択者に対しては、採択者同士の交流、情報交換を促して、壮行会を実施するなどし、渡航・企画の実現にたどり着けるよう支援している。また、渡航地域の専門家である教員を紹介するなどのきめ細かいサービスを行い、採択者の企画実現を支援している。

(2)～(4)の各プログラムに対しては、年度毎に助成金の配分額の見直しを図り、学生のニーズに合ったプログラムの作成や、海外になれていない学生も参加できるよう事前研修も行い、より多くの学生の海外派遣を目指しているが、今年度は香港のデモ騒動や新型コロナウイルス感染症の問題などもあり、危機管理が大きな課題となっている。

また、いずれに対しても、各プログラムの説明会を開催するとともに、ウェブサイトやツイッターなどにも掲載して周知を図り、終了後には参加学生による報告会も実施して、次年度以降の新たな学生参加につながるよう取り組んでいる。

【交換留学】

その対象となる大学間学生交流協定校を38ヶ国134校(2020年1月末現在)にまで拡大しており、第3期中に150校との締結を目指し、学生の幅広いニーズに応えることが可能な状況の構築に努めている。

交換留学を推進するため、段階的なアプローチを試みている。

- (1) 入学前のアプローチとして、2017年度以降、新入生及び保護者向けに留学に関する案内を作成、配布して、入学後早い段階からの留学への準備について周知に努めている。
- (2) 留学を検討する段階の情報収集の場として、「協定校ひろば」を年2回開催し、協定校から受け入れている留学生との交流の機会を設けている。
- (3) 個別具体的な相談に応える場として、国際教育交流課において、予約制による留学相談を実施しており、留学先の選定に関する内容や奨学金の情報などについて個々の事情に応じて説明している。

上記の取り組みに加え、従来、4月には各留学プログラムの説明会を連日開催するなどしてきたが、2020年度からは国際高等教育院の協力を得て、「留学のススメWEEKS」と銘うち、新入生を主なターゲットに、これまでの取り組みを拡大して行うこととした。

4月中旬の昼休みに、学生が集まりやすい国際高等教育院のエントランスホールにおいて海外留学全般や個別プログラムの説明、語学テスト会社によるプレゼンテーションなどに加えて、個別相談ブースも設置する企画を予定している。(新型コロナウイルス感染症の影響もあり、10月への延期を検討中である。)この取り組みにより、海外留学に関心の無い学生の意識も高めることに繋げ、翌週のプログラム別の説明会への参加を促進するとともに、学生生活の中で交換留学を見据えた計画づくりを促すことが期待される。

また、学生が休学し、アルバイトなどをして資金をためて留学する事例があったことから、JASSO海外留学支援制度による奨学金や民間奨学金などの学生支援の財源確保に務めるとともに、奨学金等の経済的支援を得られない者については、渡航費を一部助成するなどしている。

今後、125周年記念事業の一環としても渡航費支援を計画している。

(質問2) 部局別に見た学生の海外留学の現状

全体としての状況は次のとおりである。

- (1) 本学における日本人学生の海外留学の総件数は 2017 年度には 2,227 件、2018 年度には 2332 件に達しており、これは日本人学生数の約 11%に達しており、必ずしも少ない数字ではない。
- (2) 上記のうち、単位認定の仕組みの有無で分けると 2:8 となる。
単位認定の仕組み有り(2017 年度 479 件、2018 年度 485 件)
単位認定の仕組み無し(2017 年度 1748 件、2018 年度 1847 件)
- (3) 単位認定の仕組みのある留学のうち、実際に単位を修得しているのは、留学者数全体の 13%～14%となってしまう。(2017 年度 305 件、2018 年度 339 件:いずれも確定分のみ)
- (4) 単位認定の仕組みのある留学のうち、
交換留学によるものは
(2017 年度 107 件、2018 年度 102 件:いずれも確定分のみ)である
そのうち実際に単位を修得しているのは
(2017 年度 26 件、2018 年度 12 件:いずれも確定分のみ)である。

全体としての海外留学者数に対して単位修得率が低い理由としては 3 つの理由が考えられる。

- (1) 楔形カリキュラム
- (2) 既に単位を十分に修得した 3～4 回生が交換留学に参加しているので単位認定が不要。
- (3) 大学院生は単位修得を目的としていない。

【学部:部局別】

特に理系学部において顕著であるが、楔形カリキュラムのため、1 回生から専門科目の取得が必須となることが多く、海外留学のためには入学後の早い段階から計画的な単位取得が必要となっている。

そのような中、医学部(医学科)と農学部においては他学部と比べて単位取得を伴う海外留学者が多い。これは医学部(医学科)においてはマイコース、イレクティブ実習で海外の病院や研究機関での研修が多く、カリキュラムそのものと密接に結びついていることの結果であるとおもわれる。

農学部については、国際高等教育院で開講されている ILAS セミナー(海外)7 科目への参加者が 25 名に及んでいることが大きな要因と思われる。これらの科目は農業やエネルギー開発環境といった理系のテーマが主であり、海外でのフィールドワークの下地を学ぶことにより、卒業研究や大学院での研究におけるフィールドワークにもつながる科目ともいえ、やはりカリキュラムと密接に結びついているといえる。

文系学部には現時点ではそこまでカリキュラムと密接に結びついた例はなく、入学直後から計画的に単位取得を果たしてきた学生が交換留学や短期プログラムによって留学することが主たるものとなっている。

以上のように、学部においては、カリキュラムと密接に結びつくことによって、単位取得を伴う海外留学が行われていることがわかる。

【大学院：部局別】

全体状況でも述べたが、大学院生は基本的には単位取得を必要としないことが多く、必然的に、単位取得を伴う海外留学者数も増加しない傾向にある。

一方で実績を上げている研究科は、海外留学をカリキュラムの中に位置づけている。例えば、法学研究科ではエクスターンシップ科目が、地球環境学舎、総合生存学館では必修科目でインターンシップ科目が、アジア・アフリカ地域研究研究科ではフィールドワークが、それぞれ単位認定される科目としてカリキュラムの中に位置づけられており一定の人数をあげている。さらに、本学学生の国際機関でのインターンシップ機会を拡充するため、大学院総合生存学館による経済開発協力機構（OECD）との部局間インターンシップ協定について、学内関係研究科との連携を基に大学間協定に格上げし、2019年11月に締結した。締結に当たっては、既存の大学院総合生存学館の枠を担保しつつ、本学全体で最大15名分の学生推薦枠を確保した。

また、博士課程教育リーディングプログラムであるデザイン学大学院連携プログラムや霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院のインターンシップ等でも一部が単位認定されている。

（質問3） 学生の海外留学が全体として遅れている原因の分析

本学には、留年することなく海外留学を可能とする制度が特別に存在するわけではないため、長期の留学希望者数は2016年度279人、2017年度290人、2018年度266と伸び悩んでいる。

特に理系学部においては、たとえ単位互換されたとしても、必須科目を修得していない場合にはコース配属等がされず、必然的に留年となってしまう場合があるなど、楔形カリキュラムを採用していることも足枷となっている。

このことについては、2016年に国際教育委員会の下に設置された学生交流活性化ワーキンググループにおいて、主に理系学部における海外留学者数増加に向けた検証・検討を行った結果、明らかになった。

同ワーキンググループでは、楔形カリキュラムを変えない限り長期留学は現実的に無理があり、その報告を下に、国際教育委員会においては、まずは短期留学を増やしていく試みを中心に考えていくべきということが確認されている。

（質問4） 学生の海外留学を奨励するための戦略

学生の海外留学者数を増やすための戦略としては、前段でも述べた通り、短期派遣プログラムへの参加を推進するべく、プログラムの充実、経済支援の強化、わかりやすい留学情報の提供を進めている。

一方で、短期派遣プログラムの単位認定や、交換留学への参加者数増加のためには、カリキュラム上の課題や学生の英語力が協定校の望むレベルに達していないため派遣できないなどの課題があり、効果的な戦略が見つからないのが現状である。

そのため、昨年8月から学生担当理事の下に、関係教職員からなる「学生交流に係る横断的な検討会」という非公式な諮問検討会が設置され、第4期も見据えた課題と施策案を洗い出し、その中からどの施策を実施していくことが可能かの検討を開始しているところである。

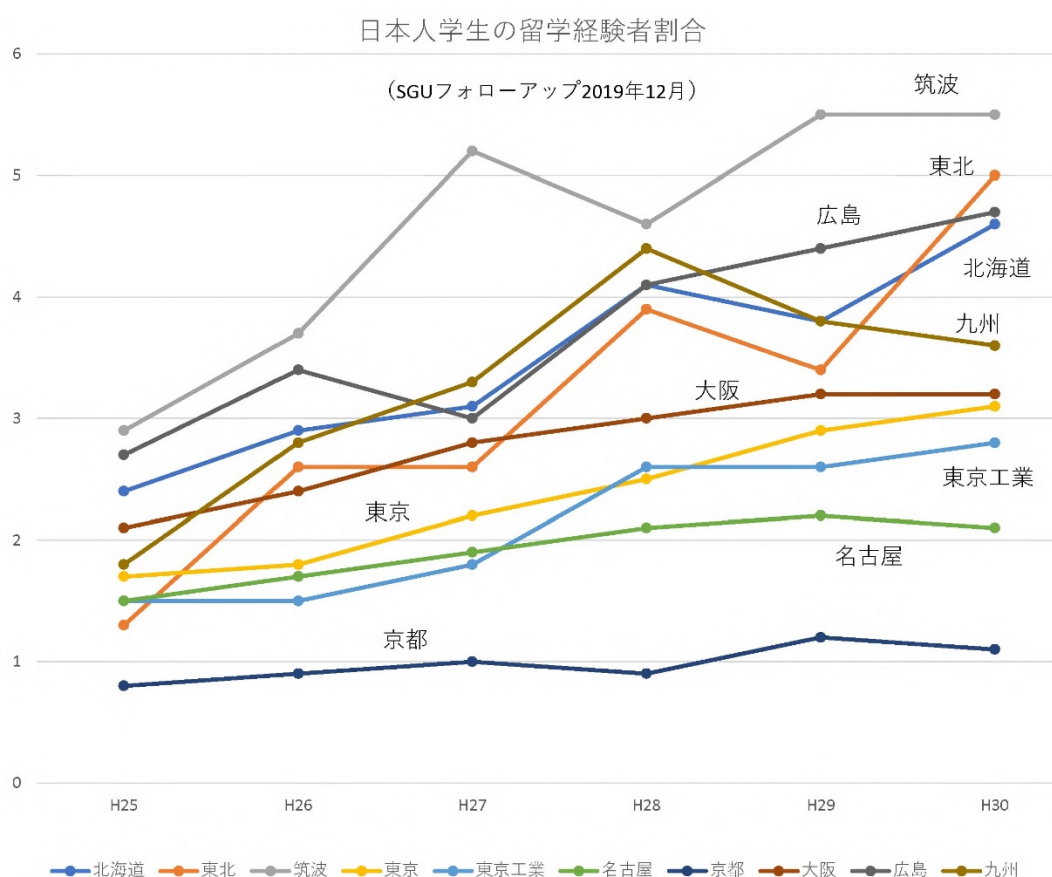
■ 監事意見 学部教育の質の改善、特に国際化及び自学自習支援

- 各学部において「対話を根幹とした自学自習」を支援する体制整備を更に推進することが望まれる。
- 学生の海外派遣については、各部局がその特性に合った目標を設定し、その実現に向けて本部と協力して独自の海外派遣プログラムを開発する必要がある。英語についても、各部局で卒業迄に獲得すべき運用能力のガイドラインを定めることも考えられる。

【理由】

変化の激しいこれからの世の中で活躍する人材を育てる大学では、学生は受動的な学習態度を脱し、自ら課題を見つけ探求する態度を身に付ける必要がある。医学部の「MD研究者育成プログラム」、薬学部の「薬学研究 SGD 演習」や工学部の「グローバルリーダー（GL）養成科目」など、そのための優れた試みが行われている。その他にも部局ごとにその特性に応じたアクティブ・ラーニングや自主研究支援などを導入し、京都大学の目指す「対話を根幹とした自学自習」を支援する体制が整いつつあるが、これらの優れた試みが全学部に拡がることを期待する。

教育の国際化に関しては、令和元年12月に公表されたスーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）フォローアップの海外留学データによると、他大学に比べ本学の単位取得を伴う海外留学経験者数の割合はここ数年遅れが目立っている（下図）。



タイプ A の SGU（旧帝大クラス）に選定された多くの大学では、単位取得を伴う海外留学経験数の割合がこの 5 年間で 2%～5%に増加しているが、京都大学は全学生数の 1%程度にとどまっている。ただ、この傾向は全部局一律ではなく、部局ごとの差が大きい。単位取得を伴う海外留学経験者の割合は、農学部と医学部で京都大学全体の 20%以上（平成 29 年度）と突出して高い。特に医学部においては平成 27 年度に 0.5%だったのが平成 29 年度に 22.7%に達したのは、カリキュラムに組み込むなど医学部の戦略によるところが大きいと思われる。

多くの部局においては学生の海外派遣及び学部留学生の受け入れが依然として遅れているが、その一因として、各部局が目標値を設定していないことがあげられる。各部局において多くの学生が学部卒で社会に出るのか、あるいは大学院まで進学するのかといった部局の特性を考慮して、どの時期にどの程度の学生を海外に送り出すのかの目標を設定し、それを実現するための海外派遣プログラムを各部局と本部が協力して開発・推奨する必要があるように思われる。また、医学部のようにカリキュラムに組み込むことも有効のようである。

近年高校教育における英語 4 技能の強化が図られており、CEFR で B2 以上の成績を収める高校生も増えてきている。国際高等教育院では英語による教養教育の必修化や e-Learning の環境整備などが進められてきたが、共通教育に接続する各学部の専門教育においても、コミュニケーション言語としての英語運用能力を更に向上させる方策、またはディプロマポリシーに達成目標を明記するなど何らかのインセンティブが望まれる。